

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 浄化槽法の規定により指定検査機関を指定した件 一四〇
- 県営土地改良事業計画を定めた件 一四〇
- 県営土地改良事業計画を変更した件二件 一四〇
- 道路の区域を変更する件二件 一四〇
- 道路の供用を開始する件三件 一四〇
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 一四〇

公 告

- 都市計画事業の認可の告示があった件二件 一五〇

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 不在者投票のできる施設として指定した件 一五〇

正 誤

- 平成三十年三月二十七日付け定例第二千九百八十八号中 一五五
- 平成三十一年三月二十六日付け号外第十四号中 一五五

告 示

福島県告示第三百二十一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十七条第一項の規定により、指定検査機関として令和三年三月五日に次の者を指定した。

令和三年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定検査機関の名称、所在地及び代表者の氏名
公益社団法人福島県浄化槽協会
福島県福島市野田町一丁目十六番三十五号
会長 大河原正一

二 指定検査機関が検査業務を行う地域及び期間

福島県全域

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで（五年間）

三 検査の手数料

1 浄化槽法第七条の規定による水質検査

浄化槽の規模	手数料の額
一〇人槽以下	一〇、〇〇〇円
一一人槽以上二〇人槽以下	一三、〇〇〇円
二一人槽以上二〇〇人槽以下	一五、〇〇〇円
一〇一人槽以上五〇〇人槽以下	一九、〇〇〇円
五〇一人槽以上三、〇〇〇人槽以下	二一、〇〇〇円
三、〇〇〇一人槽以上	二四、〇〇〇円

2 浄化槽法第十一条の規定による定期検査

浄化槽の規模	手数料の額	
	既存単独処理浄化槽	既存単独処理浄化槽以外の浄化槽
一〇人槽以下	四、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一一人槽以上二〇人槽以下	六、〇〇〇円	八、〇〇〇円
二一人槽以上二〇〇人槽以下	八、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
一〇一人槽以上五〇〇人槽以下	一二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
五〇一人槽以上三、〇〇〇人槽以下	一四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
三、〇〇〇一人槽以上	一四、〇〇〇円	一九、〇〇〇円

備考 「既存単独処理浄化槽」とは、浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百六号）附則第二条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

四 検査業務の開始予定年月日
令和三年四月一日

（一般廃棄物課）

福島県告示第百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、荒地地区に係る県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業（地震・豪雨対策型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和三年三月二十四日から
同 年四月十二日まで
（二十日間）
- 三 縦覧の場所
大玉村役場

（農村計画課）

福島県告示第百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、鹿島西部地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和三年三月二十四日から
同 年四月十二日まで
（二十日間）
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、岩根地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業（ため池等整備事業））

を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和三年三月二十四日から
同 年四月十二日まで
（二十日間）
- 三 縦覧の場所
本宮市役所

（農村計画課）

福島県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和三年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野 富岡線	いわき市川前町小白井 字大小屋六六番二地先 から 市川前町下桶売 字荻国有林一七林班 い小班地先まで	変更前	A 五・〇〇 B 二四・二	二、九二六・三
		変更後	A 五・〇〇 B 二四・二 一・二〇〇 六四・八	二、九一六・三 二、六九八・〇

（道路計画課）

福島県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県いわき建設事務所で令和三年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道吉岡田滝根線	いわき市川前町下桶売字荻国有林一七林班い小班地先から同 市川前町小白井字大小屋六六番二地先まで	変更前 A 五・〇〇 二四・二〇 変更後 B 一二・〇〇 六四・八〇	(メートル)	二、九一六・三〇 二、六九八・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第三百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和三年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二九九号	いわき市小川町上小川字茱萸平二八番イ地先から同 市小川町上小川字沼四〇番地先まで	令和三年三月二十五日

(道路計画課)

福島県告示第三百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき

建設事務所で令和三年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小野富岡線	いわき市川前町小白井字大小屋六六番二地先から同 市川前町下桶売字荻国有林一七林班い小班地先まで	令和三年三月二十五日

(道路計画課)

福島県告示第三百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和三年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道吉岡田滝根線	いわき市川前町下桶売字荻国有林一七林班い小班地先から同 市川前町小白井字大小屋六六番二地先まで	令和三年三月二十五日

(道路計画課)

福島県告示第三百三十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。
令和三年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称 桑原
- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十八号までを順次結んだ線及び標柱十八号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

会津若松市大戸町大字大川字

大平 甲三百二十四番一

枝沢 甲七百七十三番

甲七百七十番八

甲七百七十番七

大平 二十八番

百十四番

二十九番

八十六番

七十二番

甲四百六十七番二

甲四百四十一番七

甲四百番三

甲三百三十四番一

甲三百二十七番三

一号

二号

三号

四号及び五号

六号

七号

八号

九号

十号

十一号及び十二号

十三号

十四号

十五号及び十六号

十七号及び十八号

(砂防課)

公告

公告第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和三年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
県中都市計画道路事業三・四・百十一号東部幹線及び三・四・百五十四号荒井郡山線	福島県	郡山市麓山一丁目一番一号 福島県県中建設事務所	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

公告第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和三年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
県中都市計画道路事業三・四・百十一号東部幹線	福島県	郡山市麓山一丁目一番一号 福島県県中建設事務所	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第百六号）第六十六条、第百十四号、第百十七号若しくは第百八十四号において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、令和三年三月一日次のとおり指定した。

令和三年三月二十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤俊博

施設の種類	施設の名称	施設の所在地
社会福祉法人かがやき福祉会 特別養護老人ホーム つつじの里		田村郡小野町大字谷津作字高山三番地二

正課

○平成三十年三月二十七日付け定例第二千九百八十八号中

○平成三十一年三月二十六日付け号外第十四号中

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

一七五	下	四	一	大沼郡金山町大字中川
同	郡同	町大字水沼	同	郡同 町水沼

四	下	後ろか ら九	「総合衛生学院副学院長 衛生研究所副所長」を「総 合衛生学院副学院長 衛生 研究所所長」	「衛生研究所副所長」を「衛 生研究所所長」
---	---	-----------	---	--------------------------